

臓器提供意思表示カードの記入方法

《 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。》

STEP

1

1. 私は、**脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも**、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、**心臓が停止した死後に限り**、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

STEP

2

《 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。》
〔心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球〕

STEP

3

〔特記欄：〕

STEP

4

署名年月日： _____ 年 月 日
本人署名(自筆)： _____
家族署名(自筆)： _____



※ご本人の意思が不明な場合、ご家族の承諾で臓器を提供することができます。

STEP

1

意思の選択

自分の意思に合う番号に**ひとつだけ**○をしてください。

- 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われる方は、**1** に○をしてください。
- 脳死後の臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われる方は、**2** に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- 臓器を提供したくないと思われる方は、**3** に○をしてください。[STEP④へ]

STEP

2

提供したくない臓器の選択

1 か **2** に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に**X**をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球

STEP

3

特記欄への記載について

a) 組織の提供について

1 か **2** に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

b) 親族優先提供の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読みいただいた上で、「親族優先」と記入できます。

STEP

4

署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。

臓器提供の流れ

①移植コーディネーターによる説明

ご本人の臓器提供を希望する意思表示があるか、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族が臓器提供について説明を聴くことを希望するときには、主治医などからの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪れ、説明を行います。

②家族の意思決定

説明を聴きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。

③脳死判定(脳死後の提供時のみ)

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

④移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

⑤臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



ひとりの提供が数人の命につながります。